

深川市教育の情報化アクションプラン

令和3年4月26日策定 深川市教育委員会

1. アクションプランの目的

このアクションプランは深川市立小中学校において、グローバル化や急速な情報化などの技術革新が進む中、予測が困難な時代を生き抜く子どもたちに必要となる情報活用能力の育成、それを実現するためICTを適切に活用した学習活動の充実を図るための方向性等を示すものです。

2. アクションプランの対象

2.1. このアクションプランの適用

対象者は次のとおりです

深川市立小中学校に所属する職員（以下「職員」と略します）及び児童生徒の保護者（以下「保護者」と略します）
深川市教育委員会に所属する職員（以下「市教委職員」と略します）

2.2. このアクションプランの適用対象となる組織は次のとおりです。

深川市立小中学校（以下「学校」と略します）
深川市教育委員会（以下「市教委」と略します）

3. アクションプランの目標

このアクションプランは、「北海道における教育の情報化推進指針（平成29年12月20日北海道教育委員会）」で示される目標を基本とします。なお、深川市において重点的に実施する項目は次のとおりです。

3.1. 子どもたちが適切な情報活用能力を身に付けること

- 学習活動を行う上で必要となる情報機器の操作を身に付ける
- 膨大な情報の中から、主体的に収集・選択し、工夫して活用する力を身に付ける

- 情報社会に主体的に参画し、新たな価値を創造していこうとする姿勢を身に付ける
- 将来どのような仕事に就いても求められる「プログラミング的思考」を身に付ける

3.2. ICTを活用した「分かる授業づくり」を実施すること

- 授業でより理解を深めることができるようタブレット端末等のICT機器を活用する
- 「主体的・対話的な深い学び」の実現に向け、学びの質を高めるために活用する
- 複式授業などの少人数指導において、個別学習を充実するために活用する
- より効果的・効率的に授業を進めるため、デジタル教科書やデジタル教材を活用する
- 特別支援教育等における子どもの障がいの状態や特性に応じて適切な指導に活用する

3.3. Web会議システムを利用し、他校や地域との連携を図ること

- Web会議システムを活用し、他の学校等と交流する

3.4. ICTを活用し、業務の効率化と学校運営の改善を図ること

- ICTを活用して、教育委員会や学校間で情報を共有し、教員の業務負担を軽減する
- 保護者や地域等に対し、ICTを活用した学校からの積極的な情報発信を推進する

4. 責務

2で定めるこのアクションプランの適用対象者及び組織は、アクションプランの目的及び目標を達成するため努力するとともに、情報収集及び共有を図らなければなりません。

また、市教委、学校、職員及び市教委職員は、アクションプランに基づいた学習活動が組織として継続できるよう、人材育成に努めなければなりません。

市教委は、教育の情報化を推進する基盤づくりとして、機器や体制などの環境整備及び職員のICT活用指導力の向上に向けた研修の充実に努めなければなりません。

5. 外部有識者等の活用

市教委は、必要に応じて外部有識者からの助言、ICT支援員の雇用及び事業者への業務委託等を行うものとします。

また各学校は、外部有識者等の派遣について、市教委に要請することができるものとします。

6. 規定の制定及び見直し

市教委は、全ての学校においてアクションプランの目的及び目標を達成するため、次の書面を整備することとします。なお、このアクションプラン及びこれらの書面は必要に応じ見直しをすることとします。

- 運用計画
教育の情報化を進めるためのスケジュールを示します。
- 運用マニュアル
教育の情報化に関わる対象者の役割、禁止・制限事項や事務処理等を示します。
- その他必要な書面